材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

３　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

４　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

５　「総合評価値」とは備考６に示されるY_1又はY_2の値をいう。

「指標値」とは、備考６に示されるx_1, x_2, x_3, x_4, x_5の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考６に示されるx_6, x_8の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考６のy_1, y_2, y_3, y_4, y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

６　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$

$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$

$y_1 = x_1 + x_2 + x_3$　（$0 \leqq x_1 + x_2 + x_3 \leqq 100$）

$y_2 = 0.75 \times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 100$）

$y_3 = 0.5 \times x_5$　（$0 \leqq x_5 \leqq 70$）

$y_4 = -x_6 + x_7$　（$x_7 - 15 \leqq x_6 \leqq x_7$，$x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15$，$x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7$）

$y_5 = -0.5x_8 + 20$　（$0 < x_8 \leqq 10 \rightarrow x_8 = 10$，$10 < x_8 \leqq 20 \rightarrow x_8 = 20$，$20 < x_8 \leqq 30 \rightarrow x_8 = 30$，$x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40$）

Y_1, Y_2及び$y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6, x_7, x_8$は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示されたＡランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は５、それ以外の紙である場合は０

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：古紙パルプ配合率（％）

x_2：森林認証材パルプ配合率（％）

x_3：間伐材等パルプ配合率（％）

x_4：管理木材パルプ配合率（％）

x_5：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（％）

x_6：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_7：白色度の基準値（％）

白色度の基準値は古紙パルプ配合率（x_1）及びバージンパルプ配合率（$x_2 + x_3 + x_4 + x_5$）に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率100%の場合の基準値は70%、バージンパルプ配合率100%の場合の基準値は90%として次式により算定。

$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$

x_8：塗工量（g/㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

７　調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

８　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

９　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年２月）」に準拠して行うものとする。

１０　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年２月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー ティッシュペーパー	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率100%であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①トイレットペーパーにあっては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。